

公募型プロポーザル 技術提案書に関する質問回答書

平成30年1月26日

業務名: 砂川市庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

番号	質問事項	回答
1	計画地の造成は、南側の河川管理用地に越境する形で、現状地盤を土盛りして宜しいでしょうか。	堤防若しくは第3種環境側帯の補強に繋がる腹付けであれば河川管理用地内の土盛りは可とします。
2	既存役場庁舎および隣接する図書館・公民館の図面資料（平面図、立面図、断面図）がありましたら、開示していただけないでしょうか。	砂川市ホームページより追加資料として開示します。
3	想定する変更後の用途地域指定についてご教授ください。	第二種住居地域への変更を予定しています。
4	駐車場について、既存役場敷地など計画地以外の敷地を含んで確保するものと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	公用車駐車場は、公民館及び図書館の地下駐車場で必要台数26台を確保できていると考えてよろしいでしょうか。確保できている場合、基本構想P12の車庫468㎡は本計画に含まないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	駐車場確保台数について、基本計画P12にある職員用駐車場120台分には、同P25の砂川市地域包括支援センターの専用車5台が含まれていると考えて宜しいでしょうか。	含まれていません。
7	対象敷地寸法図、既存建物配置図面等提供いただける資料はございますか。	砂川市ホームページより追加資料として開示します。 (用地実測図、用地平面図)
8	基本計画書、3. 建設位置 庁舎建築制限にて ※用途地域の変更手続きが必要とありますが、本業務に含むのでしょうか。 また、担当行政とは協議どのような状況でしょうか。	用途地域変更に関わる業務は含みません。 担当部署とは平成29年度中の用途地域変更に向けて協議中です。
9	当該敷地、ボーリング地質調査資料、提供いただける資料はございますか。	地質調査業務は今後の発注を予定しているため、提供できる資料はありません。
10	基本設計図書に用途変更の手続きとありますが、具体的に第一種住居地域をどの用途地域に変更することを予定していますか？ 又、同敷地内の図書館、公民館との建築基準法上の関係について、今後の方針についてご教授ください。	回答番号3を参照のこと。 建築基準法における扱いについては、新庁舎の建設計画に応じた適切な対応を図ります。
11	対象敷地の敷地測量図は業務開始時に受領できると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

番号	質 問 事 項	回 答
12	<p>特記仕様書_5業務内容P3：追加業務の内容 TRT調査により報告書を作成の範囲は、調査発注を含む掘削費、TRT試験費、解析、報告まで今回の業務予算に全て含まれますか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
13	<p>特記仕様書_5業務内容P4：追加業務の内容 庁内情報ネットワークに係る調査及び設計図・積算書を作成するとありますが、具体的にはどのような調査や成果物（設計図書・積算書）を作成すれば良いでしょうか。</p>	<p>情報系システム・基幹系システム・部門独自の制御系システムなどの調査、それらの移設または新設に関わる配管、配線等の工事区分調整と設計・積算になります。</p>
14	<p>特記仕様書_5業務内容P4：追加業務の内容 引越し及び什器備品の購入に関する調査及び積算書作成の範囲は専門業者との仲介業務程度の範囲と考えてよろしいですか。</p>	<p>打合せ及び調整業務も含まれます。</p>
15	<p>特記仕様書_6提出書類及び報告書P4 成果物の内、総事業費概算書の作成の範囲は、与えられたデータを書面化する程度の作業と考えてよろしいですか。</p>	<p>総事業費概算書の作成作業範囲は追加業務を含む業務全体の打合せ調整・積算作業を含むものとなります。</p>